

# ブラザーズボクシングジム利用規約

本規約は、ブラザーズジム(以下「当ジム」と言います)の運営に関する事項を定めるものです(以下「本規約」と言います)。

## 第1章 会員・入会

会員とは、別途当ジムが定める手続きにより入会を申し込み、当ジムがこれを承認した方を指します。(以下「会員」と言います)。

入会希望者は、本規約及びその他当ジムが定める規則(当ジムの利用等、当ジムに関する何らかの事項を定めたものであれば含まれ、また「プライバシーポリシー」等の名称の如何を問いません。以下「その他規則」と言います)を承諾の上で当ジムへの入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその他規則を承認したものとみなします。

当ジムは、入会申し込みがあった後、必要な審査・手続きを経て、入会を承認できます。

当ジムは、不承認とした場合であっても、これにつき一切法的責任を負担しません。

当ジムは、上記の審査・手続きの内容及び結果につき、入会希望者一切開示しません。

入会希望者は、上記の不承認または審査・手続きの内容・結果等について、如何なる法的手続きを通じても、争わないものとしします。

以下の方々は、当ジムに入会できません。

心臓・頭部・神経等に疾患のある方。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する方については除きます。

暴力団構成員及びその他当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来たす等、当ジムが不相当と認める方。

注意すべき持病のある方は、当ジムへの入会申し込み前に、申し出るものとしします。

疾患のある方については、当ジムが要求した場合、当ジムへの入会申し込みの際、主治医の診断書等を提出して頂きます。

未成年者の入会に際しては、保護者は誓約書(当ジム所定のもの)に、署名捺印して提出するものとしします。

トレーニングにはケガ等が伴いやすいことに鑑み、会員は障害等を担保する当ジム指定のスポーツ安全保険に加入しなければなりません。

## 第2章 入会金・月会費の支払い等

当ジムへの入会申し込みの際、会員は申し込みをしたコースの入会金及び最初の二ヶ月分の月会費を現金で支払うものとしします。会員の指定口座の残高不足又はその他不備等により上記引き落としが出来なかったときは、月初めに現金で当ジムに支払うものとしします。

月会費は日割りをしません。よって、入会申し込みの際に支払われる月会費は、当ジムの使用開始日の属する月の末日までに対応する月会費となります。

月会費の支払いは、会員が当ジムへ口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月25日(休日の場合は翌営業日)に翌月分として引き落とされる方法で行うものとしします。但し、上記振替依頼書の提出日次第で翌月分の月会費の引き落とし登録が間に合わない場合がありますが、この場合、会員は、月初めに現金で当ジムに支払うものとしします。

月会費の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。

退会・休会又はコース変更に伴い月会費金額が変更になる場合、会員はそれら事情の発生する前月10日までに、当ジムに当ジム指定書面で申し出るものとしします。

会員が上記期限までに上記申し出をしなかったことによる不利益(次月以降の分の月会費が引き落とされてしまった場合を含みますが、これに限られません)は、全て会員が負担し、よって当ジムに請求することはできないものとしします。

現金支払い又は銀行口座引き落とし等により、入会金または月会費等の名目で当ジムに支払われた金銭は、如何なる理由であっても返金されませんし、且つ、他の支払いへの充当(相殺)をすることも出来ません。

## 第3章 当ジムの利用

会員は、自己責任と危険負担において、当ジムを利用するものとしします。

会員は自らの健康を管理して、良好な健康状態で練習参加等、当ジムを利用するものとしします。

当ジムでは、当ジム指定の指導員の指示に従うものとしします。

スパークリング又はマスボクシングは、当ジム指定の指導員の事前承諾及び指揮監督がなければ行うことができないものとしします。

会員は当ジムの事前承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとしします。

会員は、当ジムの入居する建物のうち、当ジム以外の区域、その他当ジムが指定する区域には、立ち入ることが出来ないものとしします。

当ジム内並びに当ジムの入居する建物内、及び建物外の周辺区域は、禁煙区域です。

当ジム内へ酒類を持ち込んだり、酒気を帯びた状態で当ジムを利用してはならないものとしします。

練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当ジムの利用後は、原則として毎回持ち帰るものとしします。

会員は当ジムへの入場の際、必ず当ジムの指定した入場名簿に氏名を記入することとしします。

入会申し込みの際、会員について記載した事項を変更したい場合、会員資格(法人会員の口数を含む)若しくはコースを変更したい場合、又は、休会若しくは退会申し込みをする場合、会員は直ちにその旨を当ジムにとジム指定の書面にて申し出るものとしします。

会員は、前項の各申し出、月会費支払い又は当ジム内での物品購入等に際しても、これら各手続きを当ジムの閉館時刻の30分前までに終了するものとしします。



## 第4章 試合出場等

アマチュア試合出場資格は、15歳以上35歳まで(女子の検定は別)で、日本アマチュアボクシング連盟の規定に基づきます。アマチュア試合への出場者は、技術及び人格に優秀とみなされる方の中から当ジムの会長及び指導員が推薦した者に限ります。会員は、当ジムの事前許可なく、アマチュア試合をしてはなりません。

## 第5章 当ジムの責任等

会員が当ジムの施設の利用中(練習中、試合中も含まれますが、これらに限られません)に発生した盗難、けんか、ケガ等の事件・事故について、当ジムは一切責任を負いません。会員による当施設の利用中でなくても、当ジム内外で起きた盗難、けんか、ケガ等の事故・事件についても同様に当ジムは一切責任を負いません。よって会員は当ジムその役員、従業員、業務受託者又はその他関係者(以下「当ジムら」と総称します)に対し、上記各事件・事故について損害・損失(治療費、通院費、慰謝料、損失保証等を含みますが、これらに限られません)の賠償その他法的請求をすることができません。会員が当ジム内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は当ジムに対し、補修、取替及び移設時の運賃等の実費並びにその他休業損害等の障害を賠償するものとします。会員の行為若しくは、不作為の行為に基づきまたはこれらに関連して当ジムら何らかの損失または損害(第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、紛失金等を含みますがこれらに限られません)を被った場合、その会員は当ジムらに対し損害及び損失を賠償するものとします。

## 第6章 利用停止・除名・閉鎖

当ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、当ジムの利用停止または除名をすることができます。

1. 当ジムの設備又は備品を故意又は重大な過失により破損又は紛失させたとき。
2. 本規約又はその他規則に違反したとき。
3. 当ジム、当ジム若しくはその他当ジムらの一部の名誉・信用を損害しまたは秩序を乱したとき。
4. その他会員として品位を損なうと当ジムが認める非行があったとき。
5. 心臓・頭部・神経系に疾患のあることが判明したとき。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除きます。
6. 暴力団構成員及び当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来す等、当ジムが不相当と認めたとき。

当ジムは、次の事由により、当ジム施設の全部または一部を一時的に閉鎖することができます。

この場合、当ジムは会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。

1. 台風その他の異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
2. 当ジムまたは当ジムの入居する建物の施設の改造又は補正工事の実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 第7章 その他

会員は、当ジムの書面による事前の承諾なくして、本規約又はその他規則に基づく契約上の地位、権利(会員資格を含みますが、これらに限られません)、利益、債権、債務又は義務の全部又は一部を、譲渡、担保設定又はその他如何なる態様でも処分してはなりません。

会員は、本規約若しくはその他規則又は、これらに関連して取得し若しくは取得し得た当ジムら又は第三者の情報を、当ジムの取得し若しくは取得し得た当ジムら又は第三者の情報を、当ジムの事前の書面による承諾無しに漏洩又は開示してはなりません。会員は、本規約若しくはその他規則又は、会員の了承又は会員への通知なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員はこれを予め承諾します。本規約又はその他の規約はその他規則の追加、削除又は変更は、追加、削除、又は変更後の本規約又はその他規則が当ジム内に備置された時点で効力が発生するものとします。

会員の登録情報及び当ジムで収集した会員に関する情報は、当ジムで別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。本規約又はその他規則に基づき又はこれらに関連する一切の紛争に関する第一審専属的合意管轄裁判所は、佐賀地方裁判所とします。

本規約又はその他の規則に定めていない事項及び当ジムの利用に関する詳細事項は、当ジムが定めるものとします。

本規約の施行前かたの当ジムの会員についても、本規約又はその他規則は当然に適用されるものとし、当該会員はこれを承諾したものとみなします。本規約又はその他の規則は、それらが当ジム内に備置された時点で、効力が発生するものとします。